

米軍基地における PFOS 等を含む処理水の公共下水道への放出に関する意見書

去る 8 月 26 日、在沖米海兵隊は米軍普天間飛行場に貯蔵している PFOS 等を含む約 6 万 4 千リットルの汚水を独自で処理したとして、一方的に宜野湾市の公共下水道に放出した。放出した処理水について、在沖米海兵隊は PFOS と PFOA の合計値が 2.7 ナノグラムになるように処理したと安全性を強調している。しかし、処理をめぐっては日米で協議中であったにもかかわらず、沖縄県に対し放出を行う 30 分前のメール通知をもって、国や県、地元宜野湾市の了解が得られないまま放出を行ったことは到底容認できるものではない。

さらに、宜野湾市は、米軍が処理水の放出を開始したとする 8 月 26 日午前 9 時半から 1 時間 40 分後に、同飛行場だけからの汚水が流れ込むマンホールで採取した下水の分析結果として、PFOS と PFOA の合計値は 1 リットル当たり 670 ナノグラムで、国の基準値（50 ナノグラム）の 13.4 倍に達すると発表している。

PFOS 等は、生物への蓄積性や発がん性の疑いのある化学物質として、廃絶に向けて国際的に規制されており、国内では製造・使用が原則禁止され、その含有廃棄物は厳格に保管、処理することとされている。

よって、本町議会は、町民・県民の健康及び安全・安心な生活を守る立場から、米軍普天間飛行場内における PFOS 等を含む処理水の放出に強く抗議し、下記の事項を要請する。

記

1. 自然環境下で分解されにくく、残留性の高い PFOS 等を含む処理水を公共下水道や河川に放出しないこと。
2. PFOS 等の含有物と汚水は、米軍の責任において焼却処理を行うこと。
3. 泡消火剤は、速やかに PFOS 等を含まない代替品等へ替えること。
4. 環境汚染につながる物質を含む泡消火剤や燃料等は法律等を遵守し厳格に管理すること。
5. 日本国法を遵守するように日米地位協定を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 29 日

沖縄県西原町議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、環境大臣、沖縄防衛局長

